



第 1 号(2の1) 平成18年1月27日発行

証明書発行業務の時間延長のお知らせ

南丹市では、住民サービスの向上をめざし、毎月第2・第4水曜日に各支所の窓 口(健康福祉課)業務を午後7時まで時間延長し、証明書の発行業務を行っていま

交付できるのは、住民票、印鑑証明及び戸籍関係の証明書です。

各支所健康福祉課 市民生活係 ◇問合せ先

> TEL) 園部 68-0011 八木 42-2300 日吉 68-0032 美山 68-0041 市民課 市民環境係 TEL) 68-0005

身体障害者巡回更生相談の実施について

京都府身体障害者更生相談所では、相談所に来所が困難な身体障害者等の利便を 図るため、府内を巡回し、補装具、施設利用その他の相談に応じます。下記の日程 で巡回相談を実施しますので、お知らせします。

- 日 2月16日(木) 午後1時~3時
- 所 南丹市園部公民館
- ●相談内容 整形外科・耳鼻咽喉科

※相談を希望される方は、2月13日(月)までに、南丹市福祉事務所支援係へ 電話等でお申し込みください。

南丹市福祉事務所 TEL) 68-0007 FAX) 63-0653 ◇問合せ先 Eメール) fukushi@city. nantan. kyoto. jp

高等学校奨学金(第1次申請)の受付について

平成18年度高等学校奨学金の第1次申請を下記により受け付けます。

- ●申請対象者 ・平成18年度高等学校修学予定の南丹市内に居住する生活保護 世帯及び市町村民税非課税世帯の子
 - ・平成18年度新1年生に限る
- ●必要書類 ①高等学校奨学金等支給申請書

②同意書

③平成17年度市町村民税非課税証明書

- ●受付期限 2月20日(月)
- ●その他申請書は、南丹市役所各支所の健康福祉課及び南丹市福祉事務所 で受け付けます。なお、支給申請書等の書類も、南丹市役所各支 所の健康福祉課及び南丹市福祉事務所にあります。

南丹市福祉事務所 保護係 TEL)68-0007 ◇問合せ先 各支所 健康福祉課

> TEL) 園部 68-0011 八木 42-2300 日吉 68-0032 美山 68-0041

第15回「かるた大会」参加者募集

小倉百人一首 五七五七七「雅」の世界の言葉に、慌ただしい時間を忘れて、ひ とときを楽しく過ごしませんか? 見学でも結構です。ご参加ください。

- 2月4日(土)午後1時30分~
- ●場所 こむぎ山健康学園 集会室
- 園部町文化協会 ●主 催
- 園部町文化協会 役員等 ●読み手
- ●参加料 無料
- ●その他 「源平」は3人一組(1人での参加も可)。当日組み合わせを行います。 「チラシ」は自由参加。年齢制限はありません。 「源平」・「チラシ」各1位の方には特別賞があります。

園部教育振興係 TEL) 68-0014 ◇問合せ・申込先 (園部町文化協会事務局)

すこやか手当の申請について

南丹市の区域に引き続き3年以上居住(住民基本台帳による住民登録等)されて いる方で、5歳未満の児童を養育されている方にすこやか手当が支給されます。各 支所で2月28日までに申請をしてください。3年以上居住されていない方は、3 年を経過した時に申請してください。

なお、現在すこやか手当の認定を受けている方(園部町・八木町)は、申請の必 要はありません。

●支給額 (月額) 第1子 3,000円

第2子 4,000円

第3子 6,000円

※18年1月分から対象児童が満5歳に達する日の属する月の前月まで支給

●申請に必要なもの ①印鑑 ②預金通帳(保護者名義で郵便局以外の普通口座)

各支所健康福祉課 ◇問合せ・申請先

> 園部 68-0011 八木 42-2300 日吉 68-0032 美山 68-0041 南丹市福祉事務所 TEL) 68-0007

南丹地域就農講座受講生の募集について

南丹地域では、農業の担い手の高齢化が進む中、他産業を退職して、これから本 格的に農業に取り組もうとする方や取り組んで間もない方、これから主体的に農業 に取り組もうとする女性の方などに、栽培技術や農業経営の基礎知識を身につけて いただき、地域農業の担い手として活躍していただくことを目的として平成18年 度南丹地域就農講座を開講します。

- ●受講資格 原則として65歳以下で、南丹農業改良普及センター管内で特産物 を本格的に栽培して間もない方、又は栽培に取り込もうと考えてい る方で講座期間中、継続して出席できる方に限ります。ただし、農 業に関する基礎講座ですので、一定レベル以上の知識や技術を既に 持っておられる方や、家庭菜園を志向されている方は除きます。
- ●募集人員 30名程度。申込書を書類選考の上、3月下旬に決定します。
- ●申込期間 2月1日(水)~28日(火)
- ●講座期間 平成18年4月から平成19年3月まで、毎月1回程度、平日(月 ~金)の午後を基本として開講。
- 場 京都府園部総合庁舎 (南丹市園部町小山東町藤ノ木21) で行います が、講義内容によって南丹管内の別会場で実施する場合があります。
- ●講座内容 特産野菜の栽培技術、水稲栽培の基礎技術、豆類(黒大豆、小豆等) の栽培技術、病害虫防除の基礎知識、土壌肥料の基礎知識、農業経 営の基礎知識、堆肥づくり実習、視察研修等
- ●受講料 基本的に無料ですが、視察旅費など実費負担を求めることがあります。
- ●申込方法 申込書に記入の上、下記普及センターまで郵送(FAX可)又は持 参ください。※申込書は、南丹市役所 園部・八木・日吉・美山各支 所産業振興課にも置いております。

◇問合せ・申込先 京都府南丹農業改良普及センター

〒622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ木21 TEL) 62-0665 FAX) 62-3924

福祉商法にご注意ください!

最近、市内において「アフリカの人達にお金を送る」「ユニセフを通じて募金をす る」などと福祉目的をうたい、人の善意につけこんで寄付金を募ったり、ハンカチ などの商品を買わせたりする「福祉商法」と思われる事例が発生しています。

このような団体の多くは、写真入りの身分証明書を提示したり、団体の活動内容 や募金の実績を記載したパンフレットを見せたりしながら言葉巧みに物品の購入を 勧めてきます。

ユニセフでは、このような戸別訪問での募金や商品の販売は一切されていません。 福祉商法は、募金という尊い行為を踏みにじる許せない行為であり、多くの真摯 に福祉活動をされている団体も大変な迷惑を被られています。

募金される際には、十分に気をつけてください。

TEL) 68-0050 農林商工課 ◇問合せ先